

事業主の皆様へ

4月から

障害者雇用納付金の 平成23年度申告の受付が始まります。

平成22年7月から、対象事業主の範囲が常時雇用している労働者数が200人を超える事業主に拡大されました。

障害者雇用納付金制度について、次の改正のポイントにある3点が改正され、平成22年7月1日から施行されました。

平成23年度の納付金の申告・納付及び障害者雇用調整金等の申請は、平成23年4月1日から5月16日まで(※1)の間に
行っていただく必要があります。

(※1) 年度途中で事業を廃止等した事業主にあつては取扱いが異なります。



改正のポイント

- ① 新たに、常時雇用している労働者数(※2)が200人を超え300人以下の中小企業事業主(※3)の皆様も納付金の申告を行っていただく必要があります。

(※2) 常時雇用している労働者数 = (短時間労働者以外の常時雇用している労働者数) + (短時間労働者の数 × 0.5)

(※3) 法定雇用率を達成している場合も申告が必要です。

- ② 週20時間以上30時間未満の短時間労働者も障害者雇用納付金の申告、障害者雇用調整金等の支給申請の対象となりました。(労働者の数および雇用障害者数ともに算入)

- ③ 除外率設定業種の除外率が各業種それぞれ10%ポイント引き下げられました。

- 上記①から③の改正納付金制度の施行が平成22年7月からのため、平成23年度については、常時雇用している労働者数が300人を超える事業主を含め、申告等の仕方が、平成24年度以降と異なります。
- 平成27年4月1日からは、常時雇用している労働者数が100人を超え200人以下の事業主に納付金制度の適用が拡大されます。

納付金等の申告・申請の受付窓口

平成23年4月から、納付金の申告等の受付窓口がおもて面のとおり変わります。(※4)

なお、平成23年3月末までは、現行の受託法人で、納付金の申告等の手続きに関するご相談等を行っています。

(※4) 年度途中で、事業を廃止(合併等によるものを含む。)した場合は、事業廃止の日から45日以内に申告等を行っていただく必要があり、この申告等を平成22年度内に行われるときは、現行の受託法人が受付窓口となります。

納付金制度の詳細は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構のホームページ(<http://www.jeed.or.jp/>)をご覧ください。

愛媛県の事業主等の皆様へ

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構では、高齢者及び障害者の雇用支援のための業務を実施しています。

障害者雇用支援業務

● 障害者雇用納付金等の申告・申請受付

障害者雇用納付金の申告が必要な事業主の方々からの申告書の受付等を行います。また、障害者雇用調整金・報奨金等の支給を受けようとする事業主の方々からの申請書の受付等を行います。

● 各種助成金の申請受付

障害者を新たに雇い入れたり障害者の雇用を継続するための職場環境の改善や職場への適応、仕事の習熟のための雇用管理を行う場合の助成金の支給を受けようとする事業主の方々からの申請書の受付等を行います。

● 障害者雇用に関する講習・啓発活動等

事業主や事業主団体の方々に対し、障害者の雇入れに当たっての工夫や改善、障害者が能力を発揮して活躍するための取組等について、講習・情報提供を行います。また、より専門的な支援を必要とする場合は、適切な支援機関を紹介します。

高齢者雇用支援業務

● 各種給付金の申請受付

65歳以上への定年の引上げ等や70歳まで働ける制度の導入、高年齢者等の共同創業による雇用・就業機会の創出の場合の給付金の支給を受けようとする事業主や事業主団体の方々からの申請書の受付等を行います。

● 高齢者雇用に関する相談・援助

事業主や事業主団体の方々に対し、専門の高年齢者雇用アドバイザーが企業診断システムの活用や企画立案サービスの提供などにより、賃金・処遇、職場改善などの条件整備に関する相談・援助等を行います。

地方アビリンピックの開催

障害者の方々が日頃培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害者の方々に対する理解と認識を深め、その雇用の促進と地位の向上を図ることを目的として地方アビリンピック(障害者技能競技大会)を開催します。

平成23年4月から愛媛県の窓口は次のとおりとなります。

(変更後) **愛媛高齢・障害者雇用支援センター**

(独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 愛媛障害者職業センター雇用支援課)

〒790-0006 松山市南堀端町5-8 オワセビル4F

電話 089-986-3201 FAX 089-986-3202

(変更前) **(社) 愛媛高齢・障害者雇用支援協会**

松山市南堀端町5-8 オワセビル4F 電話 089-943-6622

上記の各業務に関するご相談・お問い合わせについては、同センターまでお願いいたします。

誰もが職業をとおして社会参加できる「共生社会」を目指しています

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構

Japan Organization for Employment of the Elderly and Persons with Disabilities

窓口の変更についてご不明な点は、当機構（企画部 電話 03-5400-1627）までお問い合わせ下さい。